

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 6 年 6 月 3 日

全国健康保険協会島根支部
支部長 石 原 貢

1 調達内容

- (1) 調達件名 産業廃棄物収集運搬処分業務委託
- (2) 調達案件の特質等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 見積方法

- (1) 見積金額は、① 1 回当たりの収集運搬に要する見積単価に受け渡し予定回数（2 回）を乗じて得た額及び② 廃プラスチック類等 1 k g 当たりの処分に要する見積単価に排出見込み量（5 0 0 k g）を乗じて得た額の合計額とする。
なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）代、作成代行料等については、収集運搬または処分に要する見積単価に含むものとする。
- (2) 見積書には前記（1）で得た額の内訳として、① 収集運搬に要する見積単価、② 廃プラスチック類等の処分に要する見積単価をそれぞれ記載しなければならない。契約は内訳の各単価による単価契約を行うものとする。
- (3) 契約の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって見積判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜の金額を見積書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 島根県知事等の許可を受け、廃プラスチック類収集運搬・処分が事業範囲に含まれていること。
- (4) 処理施設が松江市近郊であること。
- (5) 過去 3 年間に於いて、守秘義務を含む廃プラスチック類の廃棄処分（リサイクル）業務を受託し、当該業務を適正に終了した役務実績を有する者であること。

- (6) プライバシーマークの取得、ISO／IEC27001、JISQ27001 のいずれかの認証を取得している事業者、又は就業規則等に個人情報保護の取扱規程等の規定がある事業者であること。
- (7) 仕様書に定める材質のプラスチックカードについて、排出見込み量以上の廃プラスチック類を運搬及び処分の処理日当日に処理することが可能であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (10) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (12) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (13) 支部が定める仕様書を取得している者であること。

4 見積書及び競争参加に必要な書類の提出場所等

- (1) 提出場所及び問い合わせ先
〒690-8531 島根県松江市殿町 383 山陰中央ビル 2 階
全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ
TEL 0852-59-5140 [担当：桑原]
- (2) 仕様書の交付方法 上記 (1) の交付場所にて交付する。
- (3) 提出期限 令和 6 年 6 月 26 日（水曜日） 12 時

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ること。
- (2) 見積書には、事業所名、代表者名を記入のうえ、代表者印を押印すること。
- (3) 前記 3 に示した競争参加資格のない者の見積書は無効とする。
- (4) 提出した書類の差し替え、変更及び取り消しをすることはできない。
- (5) 競争参加予定業者は、全国健康保険協会島根支部長から競争参加資格に関する書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約の相手方の決定方法
見積書を提出期限内に提出し、本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会島根支部長が判断した競争参加者であって、全国健康保険協会会計規程第 32 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- (8) 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者には、令和 6 年 6 月 28 日（金曜日） 17 時までに電話で連絡することとする。なお、見積結果については当協会ロビーに掲示する。

【 参考 】

全国健康保険協会会計細則 一抜粋一

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者。

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。